

耕

作放棄地対策

シリーズ

今月号は、県内外でのいろんな耕作放棄地の解消事例を紹介して、町民の皆様の一助になればと思います。また皆様のアイデア等ございましたらご提供下さい。

遊休農地を憩いの場に

佐賀県のA町○○地区では、県道沿いの水田が長年にわたって荒廃し、町のイメージを悪くしていた。このため農業委員が中心になりJA青年部等に声をかけ、一緒になってコスモス、レンゲの景観作物を作付けした。

年を重ねるごとに、春に「菜の花」、夏に「ヒマワリ」、秋に「コスモス」を作付けし、年間を通じて町民をはじめ通行客に四季折々の花を楽しんでもらっている。また、事業を実施したことにより景観が良くなり、特に通行人も車を止め、家族連れやカップルなど花畑の中を散策する風景をよく見かけ、新聞等にも数多く取り上げられ町のイメージアップに大きく寄与している。

みかん廃園で繁殖牛の放牧、イノシシ対策にも効果



佐賀県の繁殖牛の農家が慢性的な牛舎不足となり、周辺のみかん廃園等耕作放棄地を活用し、飼料として芝を植え、電気牧柵による簡易放牧を試験的に始めた。

当初は脱牧などトラブルもあったが、放牧により飼料自給率が向上し、労力・経費の節減や繁殖成績の向上も図られた。また藪の消失でイノシシも近寄らなくなった。

「耕作放棄地二斉耕起の日」と「景観作物作付け」

宮城県M町では、県内一耕作放棄地率が高い市町村であることで、町、農業委員会、農協等が委員会を結成され、現地調査、マップの作成、アンケート調査等を行い、耕作放棄地活用構想計画を作成した。

「特産品を育てます」。花のある景観を作ります。農地を未来に残します。の3つのスローガンを掲げ、年に1回「二斉耕起の日」を設け、耕起した畑には展示圃場を設置し、フキ等の奨励作物やコスモス・ヒマワリ等景観作物の作付けを行なった。その後毎年耕起作業が行なわれ、耕作放棄地の活用が図られている。

有害鳥獣被害対策事業の紹介

和水町では、近年増加している有害鳥獣（イノシシ）への被害対策を推進するため、農産物への被害対策の事業内容を追加、拡大し対策を行っていきます。

電気防護柵及び防護柵（フェンス）の設置に対する補助

農林作物の被害に対する自己防衛を推進するため、総事業費の30%以内の経費を補助します。補助金額の上限は30万円です。

導入機械の内容、規模は経営面積、拡大計画面積などと整合性があることを根拠とします。

箱罠の製作及び購入に対する補助

農林作物の被害に対する自己防衛捕獲を推進するため、箱罠の製作（但し、材料費に対する補助となり自己製作後に自己所有する場合に限ります。販売目的での製作については作成者に対する補助はありません。）及び箱罠の購入（個人又は業者からの購入）について総事業費の20%以内の経費を補助します。補助金額の上限は1万円です。

補助を受けられる者は「わな猟免許」の所有者に限ります。

わな猟免許所持者への箱罠の無料貸出し

農林作物の被害に対する自己防衛捕獲を推進するため、無償で箱罠の貸出しを行っていただきます。箱罠の貸出しは一人一基を限度とし、「わな猟免許」の所有者のみ申請を行うことができます。（ただし、数に限りがあります）

ので、先着順とさせていただきます）

その他貸出しについては一定の規則を設けています。

有害鳥獣の捕獲

有害鳥獣の被害が深刻で、自己防衛したにも関わらず被害が生じる地域については、地域の猟友会により編成している駆除隊へ和水町から有害鳥獣の捕獲を依頼します。

その際は、町職員が被害現場を確認した上で駆除隊と協議し、対策が必要と判断された場合箱罠を仕掛けるなどの対策を行います。※必ず捕獲できるとは限りません。

